# 仕　様　書

1　案件名称

令和７年度　生野区役所古紙等売払（単価契約）

2　年間売却予定数量（概数）

| 売払物品 | | 予定数量（ｋｇ） |
|---|---|---|
| 古紙等 | | 25,000 |
| 内訳 | ミックスペーパー | 5,000 |
| | 雑誌 | 3,500 |
| | 段ボール | 1,500 |
| | 廃棄文書 | 15,000 |

※ミックスペーパーには、シュレッダーくず・その他古紙を含む。

※数量は予定数量であり、実際とは大きく差が出ることがある。

※廃棄文書には、ファイル類（パイプファイル、バインダー等）、クリップ、紐等を含む。

3　契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

4　作業内容

指定の場所から古紙等を回収し、再生の資源として適切に処理する。

5　回収場所

別図「廃棄物集積場所」のとおり

【廃棄文書以外】生野区役所再利用ごみ置場（生野区役所庁舎東側）

【廃棄文書】生野区役所検診スペース前

6　回数

【廃棄文書以外】月に２回程度を基本とし、平日の 10 時～17 時で行うこと。

【廃棄文書】別途指定する２日程度で行うこと。

7　共通事項

（１）作業履行にあたっては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。

（２）作業を遂行するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の規定を遵守すること。

（３）契約期間内に回数を増やすなど臨時に依頼する場合もあるので、生野区役所企画総務課と協議の上、臨機応変に対応すること。

（４）契約期間中、買受人は数量の多少に関わらず本市の指定する数量を、指定の都度引取るも

のとする。

（５）古紙等の収集完了後は、紙くず等の散乱が残らないよう、集積場所、通路、積載場所等の現場清掃を徹底すること。

（６）収集した古紙等は、買受人の責任において再資源化を行うこと。また、再資源化にあたり、関係法令を遵守し、適正処理及び再利用を行うこと。

（７）運搬に際しては、荷崩れなど起こさないよう安全面に細心の注意を払って積み込み、車両には荷台シートをかける処置をするなど書類を飛散、落下させないよう運搬を行うこと。また、道路交通法等の関係法令を遵守すること。

（８）古紙等の回収・処理に関しては、信義をもって誠実に履行し、作業の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（９）作業中に書類等の閲覧、複写等、一切の諜報活動を行ってはならない。

(10) 本市職員が必要に応じて、作業現場等に立ち会う場合があるので、その場合、受注者は立ち会う場所等の確保に努めること。

(11) 回収の際には、周辺の往来の妨げにならないように十分に注意すること。

(12) 回収の際には、区庁舎等に損傷を与えないよう、適宜緩衝材を敷くなど十分な配慮を行うこと。

(13) 引渡しを受けた書類が、買受人の関係者又は第三者によって他の目的に利用されることがないよう、適正な管理を図ること。万が一、書類の目的外利用等によって本市に損害が生じた場合、本市が指示する対応策を講じるとともに、賠償責任等の責任を負うこと。

(14) この作業実施にあたっては、本市業務に支障の無いよう配慮すること。

８　廃棄文書の取扱い

（１）廃棄文書は、必ず溶解処理を行うこと。

（２）買受人が溶解する工場等を保有しておらず、別事業者へ依頼する場合は、別事業者にも上記共通事項を遵守させるとともに、溶解処理を行う工場等までの経過を明確にし、それらが確認できる書類（契約書等写しでも可）を本市へ提出すること。

（３）溶解処理を行った後、早急に溶解処理の事実がわかる書類（溶解証明書等）を提出すること（様式は問わない)。なお、証明内容については、「証明書の発行日」、「証明者」、「搬入日」、「搬入業者名」、「溶解日」、「溶解場所」、「溶解する重量」、「溶解する内容」は必須項目とする。

（４）溶解処理の事前作業として、裁断・圧縮・梱包等を実施する際は、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。本作業を別事業者へ依頼する場合も同様とする。

（５）運搬に際しては、７（７）に加え、荷崩れ・散逸等の防止のため、二重梱包を行うなど細心の注意を図ること。

９　費用

引き取りに関する諸費用は、買受人が負担すること。

10　計量

引取した古紙等については積載重量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を翌日中に生野区役所企画総務課あてに　ファックスにて報告すること。（ファックス：06-6717-1160）

11　代金の納入

代金の納入については、本市発行の納入通知書により指定期日までに納付すること。

12　その他

（１）本契約は単価契約とし、契約単価は入札時に示した単価とする。

（２）頭書記載の予定数量は、契約期間中における本市の予定売却量を示すもので、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることができない。

（３）本契約は、仕様書・処理計画書・関係法令等に基づき履行すること。当初処理計画書に変更がある場合は、事前に処理計画書を提出し審査を受けること。

（４）回収した古紙等の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売払価格については不純物込みの重量となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。

（５）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。（別紙特記仕様書のとおり。なお、契約締結時には誓約書を合わせて提出すること。）

（６）本仕様書に記載のない事項については、原則として生野区役所企画総務課の指示に従うこと。

13　提出先及び問合せ先

大阪市生野区勝山南３－１－１９

大阪市生野区役所企画総務課

電話：０６－６７１５－９６２５

ファックス：０６－６７１７－１１６０

# グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

(1)　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

(2)　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
　自動車排ガス対策グループ
電　話：０６－６６１５－７９６５

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、受注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## コンプライアンスに係る特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　請負者および請負者の役職員は、請負（工事（建物修繕含む）、印刷、製本、広告、不動産以外の物件の製造・加工・修繕）及び業務委託（（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　請負者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

２　請負者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　請負者及び請負者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　請負者の役職員又は請負者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、請負者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（発注者：大阪市　請負者：請負事業者）

## 特記仕様書

第１条　発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06－6715－9001）に報告しなければならない。